

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等実施要綱の制定について（概要）

（平成29年3月8日 鹿免管第434号）

本通達は、運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習の実施要領を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 目的
- 講習の委託
- 講習の実施方法

等である。